倫理問題の処理に関する細則

（目的）

1　本細則は，「公益社団法人日本心理学会定款（以下，定款という。）」，「公益社団法人日本心理学会倫理規程（以下，倫理規程という。）」に従って行われるこの法人の会員（以下，会員という。）に対する倫理規程違反の訴え，事実調査及び処遇等の手続きについて定めるものである。

（訴えの手続き）

2　会員の行為が倫理規程に照らして重大な違反行為であると思われる場合，ほかの会員あるいは非会員は，倫理委員会に文書をもって訴えることができる。

2　倫理委員会は，訴えがあったとき，訴えを起こした者に対して必要に応じて訴えの内容についてさらに詳細な情報を求めることができる。

（調査委員会の設置と構成）

3　倫理委員会は，訴えの内容から会員の行為が倫理規程の重大な違反である可能性があると考えられるとき，事実調査のための委員会（以下，調査委員会という。）を設置する。

2　調査委員会の委員（以下，調査委員という。）は，会員から若干名を倫理委員会が推薦し，理事長が委嘱する。特に必要な場合には非会員を加えることができる。

3　調査委員は，訴えを起こした会員あるいは非会員，訴えられた会員の双方と利害関係のない者から選任される。

4　調査委員会には互選による委員長を置く。

5　調査委員会は，訴えのあった案件ごとに設置される。

（調査及び結果の報告手続き）

4　調査委員会は，事実関係について，訴えた会員あるいは非会員，訴えられた会員から，事情を聴き取ることができる。

2　訴えた会員及び訴えられた会員は，事情の聴き取りに協力しなければならない。

3　調査委員会は，訴えられた会員及び訴えた会員以外の者に依頼し，事実関係や参考意見の聴き取りを行うことができる。

4　調査委員会は事実関係についての調査結果を倫理委員会に文書で報告する。

（倫理違反の判断と処遇案の決定）

5　倫理委員会は調査結果に基づき審議を行い，訴えられた会員（以下，当該会員という。）の行動に倫理規程違反があったかどうかを判断する。倫理委員会は，必要があれば調査委員会に，さらに詳細な情報を求めることができる。

2　倫理規程違反があったと判断された場合，倫理委員会は当該会員への処遇について審議し，行為の重大さに応じた処遇の原案を作成する。

3　処遇は，理事長名による「注意」または「厳重注意」及び「定款第 13 条に基づく除名」のいずれかとする。

4　倫理委員会は，調査結果，倫理規程違反の有無の判断及び処遇の原案を，常務理事会に文書で報告する。

（処遇案の決定と通告）

6　常務理事会は，倫理委員会からの報告に基づいて当該会員に対する処遇案を決定する。

2　常務理事会は，必要に応じて，倫理委員会にさらなる情報を求めることができる。

3　常務理事会は，理事長名で文書をもって，当該会員に対して倫理規程違反の判断とその理由及び処遇案を通知する。

処遇案が「除名」であるとき，異議申し立てがなかった場合，定款第 13 条に則り，除名案が総会に諮られることもあわせて通知する。

（異議申し立て）

7　処遇案について通知を受けた当該会員は，倫理規程違反の判断とその理由及び処遇案に異議があれば，１か月以内に理事長宛に文書によって異議申し立てを行うことができる。

2　常務理事会は，申し立てられた異議について検討し，必要に応じて倫理委員会に再度審議を求めることができる。

3　倫理委員会は，必要に応じて再度調査委員会に調査を求めることができる。

4　倫理委員会は，再度審議を行い，倫理規程違反の有無の判断及び最終的な処遇原案を，常務理事会に報告する。

（処遇の決定と公表）

8　常務理事会は，処遇案が，理事長名による「注意」及び「厳重注意」の場合については，理事会に諮り，理事会が処遇を最終的に決定する。「除名相当」の場合には，定款第 13 条に従って除名案を総会に提議するとともに，その旨を当該会員に理事長名で通知する。

2　当該会員への処遇は，理事会あるいは総会での決定にしたがって，理事長名で文書によって当該会員に通知され，実行される。

3　違反の内容，当該会員への処遇及び理由，氏名等のそれぞれの公表の可否は，事情と重大さを考慮しながら，理事会で審議し決定する。

4　公表は，機関誌会報及び学会のホームページで行う。

（守秘義務）

9　調査委員及び倫理委員会委員，理事・監事は，第８条第４項で公表する情報以外の情報をほかに漏らしてはならない。

（細則の改廃）

10　本細則の改正は，理事会の承認を得るものとする。

附　則

1　本細則は，2010 年 3 月 15 日より施行する。

2　本規程は，2010 年 3 月 15 日施行の社団法人日本心理学会倫理委員会規程「倫理問題の処理に関する細則」を改正したものである。

3　本規程の改正は，2010 年 6 月 20 日より施行する。

4　本規程は，2011 年 4 月 1 日より施行する。